

知財総合支援窓口で支援する課題等

支援窓口では、様々な課題等に対してその場で（即時に）支援を行うほか、専門家の活用や支援機関との連携により支援を行いワンストップサービスの提供を行うこととします。

(注) 以下に掲げるものは必須の対応となるほか、実際の課題等に即して適宜最適な解決支援を実施することとします。

(1) 支援窓口においてその場で（即時に）解決支援を実施するもの

① 中小企業等の企業経営における知的財産意識の動機付け

企業経営の中における様々な知的財産（ノウハウや特許等）の存在の認識、技術流出は大きな経営リスクとなることなど、知的財産の重要性等の意識付け及び各種権利の違いや活用手法の紹介。

② 知的財産権制度の概要説明

特許等の産業財産権制度のほか、営業秘密等の不正競争防止法、著作権法、種苗法、地理的表示制度など、知的財産権制度全般に関する制度概要やそれらの違いなどの説明。

③ 特許出願などの手続に関するアドバイス等の支援（電子出願支援含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法について説明する。また、電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法や操作方法の説明及び電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願（電子証明書の出意がある場合に限る）のアドバイス等の支援。

④ 特許情報プラットフォーム（以下、「J-PlatPat」という。）の検索に関するアドバイス等の支援

I N P I Tが運営するJ-PlatPatを活用して、既に出願されている、又は権利化されている情報の検索・操作方法の説明及び検索のアドバイス。

※ J-PlatPatを活用する場合は、電子出願支援用端末機器を利用しても構わない。

⑤ 知的財産に関する各種支援施策等の紹介・説明

中小企業等が利用可能な知的財産関連の支援施策の紹介、支援内容・手続方法の説明及び出願等の手続における費用（特許庁へ納付する手数料や弁理士費用に関する情報等）を提示。

⑥ 研究開発、事業化等に関する補助金等支援施策の紹介・説明

中小企業技術革新制度（S B I R制度）等の経済産業省、中小企業庁で実施している支援施策について紹介・説明。

また、特許庁、経済産業局等で申請を受け付けている特許料等の減免制度の紹介。

(2) 支援窓口において専門家を積極的に活用し支援を実施するもの

※秘密保持が必要になることに留意すること。

※①～③については、特許権（技術）のみならず、意匠権や商標権等についても考慮し支援すること。

① 類似技術等の調査に関するアドバイス等の支援

新たな研究開発における既存の公知技術の調査や権利取得をしようとする中小企業等に対する類似の技術等の権利化状況などの調査のアドバイス。

② 研究開発テーマの選定（特許マップ作成等）に関するアドバイス

新たな技術開発動向の指標や特定分野における既存の特許権の調査・検証に活用するための特許マップ等の作成に関するアドバイス。

- ③発明提案書作成に関するアドバイス等の支援
特許権取得に不慣れな中小企業等に対して、発明提案書に対するアドバイス。
- ④事業化プランの策定に関するアドバイス等の支援
中小企業等が保有している知的財産権を活用した事業化プランの構築について、提案を行うなどの事業化プランの策定に関するアドバイス。
- ⑤ライセンス契約、技術移転等に関するアドバイス等の支援
中小企業等において利用ニーズのある技術の紹介、大学・公設試や企業等が保有するライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘等に関するアドバイス、契約書ひな型の提供、注意事項等の説明など必要な情報を提供。
- ⑥知的財産戦略策定に関するアドバイス等の支援
中小企業等における経営上の課題（自社の製造・市場開拓・販売能力の検討等）と結びついた知的財産の戦略的な活用方法（知的財産保護やノウハウ管理の選択等）の策定アドバイス。
- ⑦営業秘密（ノウハウ）管理に関するアドバイス等の支援
基本的な特許化、秘匿化の考え方や営業秘密（ノウハウ）を管理するための方法についてのアドバイス。
- ⑧海外展開に関するアドバイス等の支援（外国出願助成制度等）
今後、事業を海外で展開しようとする中小企業等に対して、海外の知的財産制度の説明、海外で権利取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援策や地域の支援機関が設定している助成等の支援策等の周知及び活用アドバイス。
支援に当たっては、特許庁から提供する海外展開支援に関する参考マニュアルを参照し、実施すること。
- ⑨模倣品・侵害訴訟対応に関するアドバイス等の支援、支援施策等の紹介
海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に対する事業（知的財産権の侵害調査：JETRO事業）の活用、弁護士、弁理士による侵害訴訟対応へのアドバイス。
- ⑩知的財産に関する社内規定等の整備・改善に関するアドバイス等の支援
改正された職務発明制度の説明や基本的な規定の考え方に関するアドバイス、弁護士、弁理士による社内規定案策定のアドバイス。

支援窓口においてその場で弁護士、弁理士の活用が困難な場合には、以下の方法により弁護士、弁理士の活用を図る。

自己の保有する人材データベースや以下の特許庁・各機関が公開しているデータベース等を活用して課題等に適した弁護士、弁理士と共同して支援を実施。

- 弁護士知財ネット (<http://www.iplaw-net.com/>)
※ 弁護士知財ネットが運営するサイト
- 弁理士N a v i (<http://www.benrishi-navi.com/>)
※ 日本弁理士会が運営するサイト

- (3) 他の支援機関と積極的に連携してアドバイス等の支援を実施するもの
※ 秘密保持が必要になることに留意すること。

支援窓口において課題等の解決が困難な場合には、以下の方法などにより課題等の解決を図る。

①課題等の解決に適した支援施策を実施している地域の支援機関との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施。

- 中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」、中小企業支援センター等

②海外展開、営業秘密管理、知的財産戦略（権利化／秘匿化、オープン&クローズ戦略など）の解決に適した支援施策を実施している I N P I T との相談の接続支援又は連携してアドバイス等の支援を実施。

- I N P I T 海外知的財産プロデューサー
- I N P I T 知的財産戦略アドバイザー
- I N P I T 近畿統括本部の知財戦略エキスパート

(注) 上記の支援のうち、窓口支援担当者による訪問支援、専門家による支援（訪問支援も含む）については、原則、中小企業・個人事業主・創業予定の個人を対象とする。その他に対する窓口支援担当者及び窓口の専門家による訪問支援、専門家による支援（訪問支援も含む）については、地域経済の貢献に資する場合にのみ支援を実施すること。